

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

子育て世代向けPRウェブサイト記事作成等業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和7年3月31日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

こども青少年局企画調整課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

子育て世代にとっての横浜の強みや魅力をPRするウェブサイトを立ち上げ、横浜市の「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」（※令和6年6月末リリース予定）や「横浜移住サイト」（<https://ijusumu.city.yokohama.lg.jp/>）と連携しながら、横浜に住む子育て世代に効果的にプロモーションを展開することで、横浜への愛着醸成及び定住促進を図る。

- ・「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」や「横浜移住サイト」では十分に紹介しきれない子育てに関する魅力的な情報をタイムリーに提供する
- ・横浜で育つ子ども（＝はまっこ）の目線を重視しながら、横浜に住みつつける選択（定住）を後押しする
- ・横浜市の事業・取組の魅力、利便性や住宅の割安感等をはじめとする横浜の持つ様々な強みを実用面から子育て世代に訴求する

上記の目的を達成するために、委託者が提供する別添資料「子育て世代に向けた横浜市の魅力PRウェブサイト構成案（以下、「構成案」という。）」に基づきスマートフォン用ウェブサイト及びPC用ウェブサイトを構築及び運営するため、構成案に記載されているそれぞれのコンテンツに含まれる記事を企画、取材、作成及び編集をする。

5 業務管理体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当する編集者や執筆者など、実際に制作を行うものを含めた打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、すみやかに報告できるようにすること。

6 業務内容

(1) 企画・運営業務

構成案に基づき、次項以降に記載する記事の企画、取材、作成及び編集を行う。ただし、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。その場合は、委託者と協議し、企画内容を決定すること。

(2) ミニコラム記事の作成

構成案に基づき、横浜市における具体的な子育てをするイメージができるようなミニコラム記事（300～400字程度）を作成する。

(ア) 記事リライト：約 80 本

委託者が提供する紹介文及び写真をもとに、全体のトーン&マナーをそろえるリライト調整を行うこと。

(イ) 横浜の魅力記事取材・作成：20 本

横浜の子育て環境や施策の魅力を分かりやすく、楽しく伝える記事を受託者が企画し、委託者と協議の上、記事の取材・作成及び掲載用写真の撮影等を行うこと。作成の際には（ア）記事と全体のトーン&マナーをそろえつつ、子どもの年齢エリア、コンテンツのバランスを考慮すること。

【納期】上記のうち 50 本分：令和 6 年 10 月 11 日（金）

残りの 50 本分：随時リライト調整を終えたものから委託者にデータを提出し、令和 7 年 3 月 10 日まではすべてのデータを委託者に提出すること。

(3) 特集記事の作成：8 本

構成案に基づき、横浜市で子育てする具体的なイメージができるような特集記事（3,000～4,000字程度）を作成する。サイトのリリースは令和 7 年 1 月を予定しており、リリース時に 3 本、その後令和 7 年 1 月から毎月 1 本以上のペースで記事を掲載する。この前提でスケジュールを構築するとともに、構成案をもとに子育て中の家庭に訴求力のある企画内容（テーマ、取材相手、取材場所）を委託者と協議すること。ただし、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。その場合は、委託者と協議し、企画内容を決定すること。

決定した企画内容について、取材対象者の選定、スケジュール調整、取材場所の確保、実際の取材と写真撮影、記事の作成を受託者が行うこと。また、特集記事の作成にあたっては、ミニコラム記事とトーン&マナーをそろえること。

【納期】リリース時に掲載する 3 本分：令和 6 年 10 月 25 日（金）

それ以降の特集記事：掲載予定月の 10 日（10 日が土・日・祝日の場合は直前の平日）

※ただし、2 本分については、令和 7 年 3 月 31 日（月）までを可とする

(4) 市内の子育て世帯の投稿を紹介するページ等の作成：2 回

構成案に基づき、委託者から提供される市内の子育て世帯の投稿を整理し、紹介するページ（文章及び素材（図表、写真・画像・イラストなど））を作成すること。実施回数は 2 回（11 月、2 月）を想定している。紹介するページの作成にあたっては、ミニコラム記事とトーン&マナーをそろえ

ること。また、投稿内容からミニコラム記事や特集記事につながるテーマを検討し、整理したうえで委託者に報告すること。

【納期】 紹介するページの作成：委託者から投稿データを提供した日から3週間以内

特集記事等につながるテーマの報告：委託者から投稿データを提供した日から4週間以内

【記事作成に係る留意点】

- すべての記事に係るトーン&マナーについては、いわゆる行政的な堅い文章ではなく、市民目線で分かりやすい、「伝わる」表現とすること。また、タイトルの付け方などは子育て世帯が思わず読みたいと思わせる工夫を取り入れること。新しい発見を得られる喜びを体験できる記事、紹介する事業を利用するメリットを感じられる記事にすること。
- 写真については、業務目的に則し、該当する記事を分かりやすく表現しながら、子育て世帯に訴求するカットを考慮し、サイトのファーストビューやサムネイルに掲載されることを想定したカットも必ず撮影すること。取材場所や被写体などに係る必要な権利関係は全て受託者が調整を行うこと。なお、取材場所について市内の公共施設を使用する際は、委託者から施設管理者に対して使用依頼を行うことは可能である。

7 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

8 納入成果物

次の資料を納品すること。ただし、作業実施計画書は契約締結後、記事については6(2)～(4)でそれぞれ指定した時期までに納入し、委託者の承諾を得ること。

納品物は電子ファイル（PDF形式またはMS-Office形式のファイルを保存したDVD-R等）正副2枚で納入する。以下の納入物以外のドキュメントまたは異なる内容で納入する場合は、委託者と受託者間で協議するものとする。

【契約締結後、指定した時期まで】

- 作業実施計画書

【6(2)～(4)で指定した時期まで】

- ミニコラム記事
- 特集記事
- 市内の子育て世帯の投稿を紹介するページ等

9 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」

を遵守しなければならない。

10 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

12 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

13 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。

14 ウェブサイトの概要（参考）

本契約の業務内容には含まないが、ウェブサイトの概要を示すことで理解度を深めることを目的に記載する。

(1) 言語

日本語で制作

(2) タグの挿入

Google Analytics、Google search console のタグ設置及び設定を行うこと。

なお、所有権限は横浜市に帰属するものとする。

また、その際プライバシーポリシーへの必要事項の明記を行うこと。

(3) 組み入れを想定しているコンテンツ等

◆サイトネーム・ロゴ・トップページ等の制作

◆横浜市内での子育てに関する記事（紹介記事・取材記事）のコンテンツ制作

◆市内の子育て世帯とのコミュニケーションが可能なコンテンツ制作

◆横浜市ウェブサイトをはじめとしたサイトへのリンク

(4) テストページ

ア 逐次のページ確認の際には「Adobe xd」などのプロトタイピングツールを用いるなど、実際の画面遷移やインタラクションの動作を確認できるようにすること。

イ 公開前に委託者が事前確認するためのテストサイトを受託者にて設置すること。

(5) 対応ブラウザ

スマートフォン：PC：タブレットからの閲覧は6:3:1程度であることを想定し、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスと同様の内容をPC用ホームページでもスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。具体的には、次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。

また、スマートフォンページとPCページのサイト間で転送設定の確認を行うこと。

ア スマートフォン

iPhone 及び Android 搭載スマートフォンの標準ブラウザ

イ パソコン

mac OS 版、Microsoft edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chrome の最新版

ウ タブレット端末

iPad 及び Android 搭載タブレットの標準ブラウザ

(6) 画面サイズ

デバイスの画面サイズとして少なくとも以下の環境で快適に閲覧可能なよう設計すること。

- ・ iPhone SE（第1世代）（論理ピクセル数 320×568）
- ・ iPhone SE（第2世代）（論理ピクセル数 375×667）
- ・ iPad（9.7インチモデル）縦持ち（論理ピクセル数 768×1024）
- ・ iPad（9.7インチモデル）横持ち（論理ピクセル数 1024×768）
- ・ SXGA ディスプレイ接続 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1280×1024）
- ・ WXGA ディスプレイ内蔵 PC、スケーリング 100%（論理ピクセル数 1366×768）

(7) その他

ア ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析ができること。

イ 構築したウェブサイトの設計書を提出すること。

ウ サーバ環境を構築する場合、本ウェブサーバの構成要素を一覧化して提出すること。

なお、公開画面と管理画面を別のサーバで管理する場合、それぞれについて提出すること。

エ 構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。なお、委託者によるテストの結果をふまえて、受託者は必要な改善を行うこと。

オ 令和7年度以降、本サイトを運用する事業者が速やかに業務を遂行できるよう、引き渡しをスムーズに行える体制を整えること。